令和　2　年度事業　事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

令和　3 年　6 月　1 日作成

事務事業名	地域特産品処理加工施設管理事業	所属部	吉田総合センター	所属課	自治振興課
総合計画体系 政策名	〈Ⅴ〉挑戦し活力を産みだすまち≪産業≫	所属G	自治振興グループ	課長名	渡部　一雅
施策名	〈36〉観光の振興	担当者名	大谷　美里	電話番号	0854-74-0211
目的 対象	A)市外の人　B)市民	意図	A)市内で観光を楽しんでもらい、消費してもらう。 B)観光情報を発信する。	（内線）	4416
基本事業名	〈107〉受け入れ施設の充実	予算科目	会計 款 大事業	大事業名	観光施設管理事業
目的 対象	観光客	意図	観光施設を利用できる。	項 目 中事業	中事業名 地域特産品処理加工施設管理事業

予算科目：会計 01　款 35　大事業 01　項 05　目 20　中事業 29

1　現状把握【DO】

(1)事業概要

① 事業期間

- ☐ 単年度のみ
- ☑ 単年度繰返（ H16　年度～ ）
- ☐ 期間限定複数年度（　　年度～　　年度 ）

② 事業内容
（期間限定複数年度事業は全体像を記述）

・指定管理業務により施設の維持管理を行う。
・公共施設管理計画に基づき、利用者への「譲渡」に向けて協議、検討を行う。

(2)事務事業の手段・指標

① 主な活動

R2年度実績（R2年度に行った主な活動）	R3年度計画（R3年度に計画する主な活動）
・指定管理業務（最終年） ・消防設備点検委託業務（単年度契約） ・R3.3.31をもって条例廃止。 ・利用者への「譲渡」に向けて、利用者、関係部局との協議。	・R3.4.1より閉館し、普通財産として管理。 ※R3年度から市有施設等管理事業へ移管。

手段	② 活動指標	単位	H30年度（実績）	R元年度（実績）	R2年度（実績）	R3年度（計画）
ア	指定管理施設運営に関する協議回数	回	1	3	20	*
イ						
ウ						
エ						

(3)事務事業の目的・指標

① 対象（誰、何を対象にしているのか）

施設利用者、観光客

② 意図（対象がどのような状態になるのか）

・市内外の方がたくさん「食の幸ふるさと屋」を訪れ、地域ならではの食を楽しむ。
・農産加工所の利用月数を保ち、食材の加工や加工された特産品が充実する。

目的	③ 対象指標	単位	H30年度（実績）	R元年度（実績）	R2年度（実績）	R3年度（計画）
ア	雲南市人口	人	37,012	36,248	36,024	*
イ	指定管理団体	団体	1	1	1	*
ウ						

目的	④ 成果指標	単位	H30年度（実績）	R元年度（実績）	R2年度（実績）	R3年度（計画）
ア	食の幸ふるさと屋施設利用者数	人	587	550	34	*
イ	農産加工所利用月数	月	9	12	12	*
ウ						

(4)事務事業のコスト

① 事業費の内訳（2年度決算）

委託料（指定管理料）　83千円
委託料（消防設備点検）　11千円
計　94千円

	② コストの推移	単位	H30年度(決算)	R元年度(決算)	R2年度(決算)	R3年度(計画)
事業費 財源内訳	国庫支出金	千円				
	県支出金	千円				
	地方債	千円				
	その他	千円				
	一般財源	千円	81	203	94	
	事業費計（A）	千円	81	203	94	
人件費	正規職員従事人数	人	1	1	2	
	延べ業務時間	時間	3	5	50	
	人件費計（B）	千円	13	21	210	
	トータルコスト(A)+(B)	千円	94	224	304	

(5)事務事業の環境変化、住民意見等

① 環境変化（この事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？）	② 改革改善の経緯（この事務事業に関してこれまでどのような改革改善をしているか？）	③ 関係者からの意見・要望（この事務事業に対して市民、議会、事業対象者、利害関係者等からどんな意見や要望が寄せられているか？）
・食の幸ふるさと屋は、吉田村がH63年に整備し、当時から現在の使用者がこの地域ならではの食の提供を行ってきた。近年は年間の使用許可を出し、予約があるときだけ使用している。 ・農産加工所は、吉田村がS62年に整備し、H18年度から現在まで地元の農事組合法人が農産物の加工に使用している。（みそ加工：H23～28年） ・R3年3月31日で「鉄の未来科学館条例」「地域特産品処理加工施設条例」を廃止。	・実績や市方針に基づき指定管理料の適正化・効率化を図っている。 ・H29年度指定管理料の見直しを行った。 ・R2年度で指定管理を終了とし、普通財産として管理することになった。	・集客施設で案内できるように、予約なしで行ける食事処がほしい。 ・施設の売払いや今後の使用については、現在の利用者と十分に協議してほしい。

事務事業名	地域特産品処理加工施設管理事業	所属部	吉田総合センター	所属課	自治振興課

2　事後評価【SEE】

A 目的妥当性

① 政策体系との整合性　この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？　意図することが結びついているか？

☑ 見直し余地がある　☐ 結びついている　＊余地がある場合⇒

② 公共関与の妥当性　なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して達成する目的か？

☑ 見直し余地がある　☐ 妥当である　＊余地がある場合⇒

③ 対象・意図の妥当性　対象を限定・追加する必要はないか？意図を限定・拡充する必要はないか？

☐ 見直し余地がある　☑ 適切である　＊余地がある場合⇒

見直し余地があるとする理由

R3年度から普通財産として管理するため、「地域特産品処理加工施設管理事業」としては廃止となる。今後の施設の管理、活用について見直す。

B 有効性

④ 成果の向上余地　成果を向上させる余地はあるか？ 成果を向上させるため現在より良いやり方ははないか？ 何が原因で成果向上が期待できないのか？

☐ 向上余地がある
☑ 向上余地がない

理由：指定管理者は使用許可、電気料水道料の徴収のみを行っていた。
施設は年間を通して使用許可となっているため、使用者の意向に沿った施設使用となっていた。

⑤ 廃止・休止の成果への影響　この事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

☑ 影響無
☐ 影響有

理由：施設を譲渡し、取得者がその施設を活用することで、影響はほとんどないと考える。また、一般の飲食店で地元の食を楽しむことができる。農産加工も各営農組合等で施設を所有し、取り組まれているため、この事務事業を廃止しても影響はない。

⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性　目的達成には、この事務事業以外の手段（類似事業）はないか？ ある場合、その類似事業との統廃合・連携ができるか？

☑ 他に手段がある　＊ある場合⇒
　☑ 統廃合・連携ができる
　☐ 統廃合・連携ができない
☐ 他に手段がない

（具体的な手段や類似事業名）：市有施設等管理事業

理由：R3年度から普通財産として管理するため、「地域特産品処理加工施設管理事業」としては廃止となる。

C 効率性

⑦ 事業費の削減余地　成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）

☑ 削減余地がある
☐ 削減余地がない

理由：R3年度から普通財産として管理するため、指定管理料は削減となるが、譲渡に向けての準備や貸付の際一定程度の事業費は必要。

⑧ 人件費（延べ業務時間）の削減余地　成果を下げずにやり方の工夫で延べ業務時間を削減できないか？ 正職員以外や外部委託ができないか？

☐ 削減余地がある
☑ 削減余地がない

理由：譲渡に向けて、利用者、購入希望者、関係部局との協議があるため、業務時間は増えている。

D 公平性

⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地　事業内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？　受益者負担が公平・公正か？

☑ 見直し余地がある
☐ 公平・公正である

理由：これまでは行政財産を各施設1者の利用で、公平、公正の部分で見直しの余地があったが、R3年度から普通財産として管理するため、「地域特産品処理加工施設管理事業」としては廃止となる。

評価の総括

① 1次評価者としての評価結果

A 目的妥当性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
B 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
C 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
D 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり

② 1次評価結果の総括（根拠と理由）

今後の施設の維持管理については、公共施設管理計画で「利用者が限定されていることから譲渡を検討」の方針となっている。その方針に向けて、条例廃止や譲渡に向けての協議を行った。施設について譲渡できるまではしばらく業務量が多くなるが、一定の整理ができれば、業務量は大きく削減できる。

3　今後の方向性【PLAN】

① 1次評価者としての事務事業の方向性（改革改善案）・・・複数選択可

☑ 廃止　☐ 休止　☐ 目的再設定　☐ 事業統廃合・連携
☐ 事業のやり方改善（有効性改善）　☐ 事業のやり方改善（効率性改善）
☐ 事業のやり方改善（公平性改善）　☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

・R3.3.31で条例廃止し、普通財産となった。譲渡等一定の整理ができるまでは、普通財産の貸付で利用料を徴収しながら活用する。
・譲渡に向けては、ふるさと屋の鑑定評価を委託し、適正価格を算出し、売払いに向けて進めていく。
・R3年3月現在施設の購入希望者はいるが、購入する確約はないので、土地と建物の売払いができなかった場合は、普通財産の貸付で利用されている方と再協議となり、解体を含めて施設管理について検討が必要となる

② 改革・改善による期待成果

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			
維持			×
低下		×	×

廃止・休止の場合は記入不要。
コストが増加（新たに費やし）で成果が向上しない、もしくはコスト維持で成果低下では改革・改善とはならない。